

# 令和6年度三重県計画にかかる地域医療介護総合確保基金事業 (介護従事者の確保に関する事業)の提案募集要項

## 1. 提案募集の概要

平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」において、医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度が創設されました。この制度により、「地域医療介護総合確保基金」(国 2/3、県 1/3)が県に設置され、医療及び介護の総合的な確保に取り組む事業について都道府県計画を毎年作成し、事業を実施しています。

今回は、令和6年度の三重県計画の作成にあたり、事業の提案を募集するものです。

## 2. 提案募集事業

介護従事者の確保に関する事業

※R6介護人材確保対策事業メニュー表の事業内容に該当するものとする。

## 3. 事業提案方法

別紙「介護人材確保対策事業メニュー表」を参考に事業を検討し、3. 提出書類を  
5. 提出方法により提出してください。

## 4. 提出書類

様式1 事業提案書、積算内訳書

※様式は以下の三重県ホームページからダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/m0072500140.htm>

## 5. 募集期間

令和6年1月31日(水)まで(必着)

## 6. 提出方法

電子メール(原則)

提出アドレス: [chojus@pref.mie.lg.jp](mailto:chojus@pref.mie.lg.jp)

※件名は「(団体名)【事業提案】地域医療介護総合確保基金事業(介護従事者)」  
としてください。

※受領連絡をしますので、連絡がない場合はお問い合わせください。

## 7. 提案にあたっての留意事項

- 今回の募集は、あくまで令和6年度県計画作成の参考とするものであり、提案いただいた事業が計画に記載されたことをもって、事業採択となるものではありません。
- 提案いただいた全ての事業が県計画に採択されるわけではありません。
- R6介護人材確保対策事業メニュー表は令和5年度の事業メニューを基にしたものであり、事業項目や事業内容が変更となる可能性があります。そのため、県計画作成後、補助事業等として実施する場合も、計画の変更が必要となる場合があります。
- 単に事業者の経費削減になるものや介護報酬で対応可能なもの、既存の補助制度があるものは、対象となりません。
- 事業者の資産形成につながる事業については、必ず自己負担を求めることとなります。
- 自治体が実施する事業については、民間事業者を対象とする研修など、民間事業者や住民に広く恩恵を及ぼすものは基金の対象となりますが、自治体の行政経費（検討会経費等）については、対象となりません。

## 8. 基金事業の補助率について

令和5年度の基金を活用した補助事業は、一部の事業を除き補助率 3/4 で実施してきましたが、令和6年度の基金を活用した補助事業については、今後検討した上で決定する予定のため、令和5年度に補助率 3/4 とした事業についても補助率が変わる可能性があります。